

新地町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年2月

新地町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生した。これらの事案を踏まえ、平成24年8月に通学路の実態把握のために関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策内容について関係機関で協議してきた。

町では引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「新地町通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して安全確保を図る。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の組織をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置した。本プログラムは、この会議で協議して策定した。

- ・新地町教育委員会
- ・新地町町民課
- ・相馬警察署
- ・国土交通省磐城国道事務所
- ・福島県相双建設事務所
- ・新地町建設課
- ・新地町小・中学校長会
- ・新地町小・中学校PTA連絡協議会
- ・新地町交通対策協議会

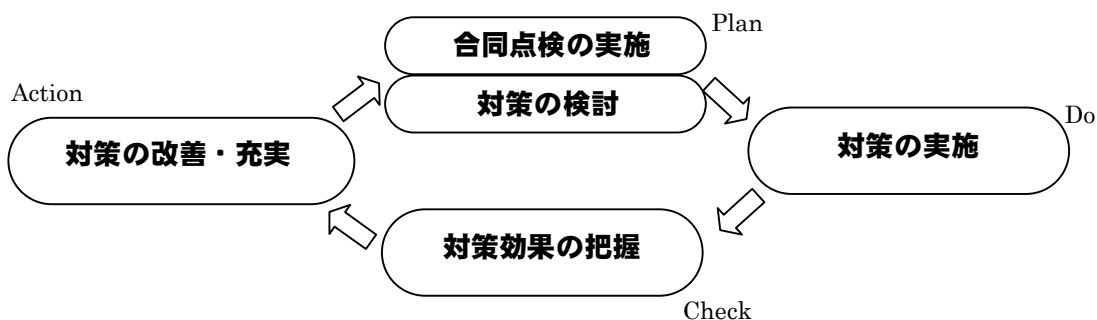
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続し、対策実施後の効果検証も行い、対策の改善・充実を行う。

これらの取組を継続的にPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

- ・ 町内の小学校学区ごとに、それぞれ3年に1回、学校、保護者、道路管理者、警察、交通対策協議会等が参加する合同点検を実施する。
- ・ 効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定し、合同点検を実施する。

(3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制や交通安全教育等のソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、対策必要箇所と関連する関係機関で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

- ・ 対策実施後の箇所等について、期待した効果が上がっているか、また児童生徒等が安全と感じているか等を確認するため、地域住民等へのアンケートの実施、車両と歩行者の離隔測定など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の検証を行う。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成して、公表する。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図 ← 作成中